

標 題 : 組織拡大専門員登録・交付要綱の改正ならびに登録・交代・取り消しについて  
発信番号 : 自治労発2024第0075号  
発信日付 : 2024年1月22日  
宛先 (団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者 (団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日の取り組みに敬意を表します。

各県本部の組織強化・拡大の推進にむけ、その中軸として組織拡大専門員を配置した場合に、組織強化拡大交付金として本部は規定の額を県本部に交付することになっております。この組織拡大専門員の本部登録者数は2024年1月20日現在46県本部1社保労連に51人(加配3人、再雇用6人を含む)となっています。

この交付金制度では、毎年4月1日時点の各県本部の登録者を対象に5月末の中央委員会での確認を踏まえて、7月中旬頃、当該年度の「組織強化拡大交付金」(毎年4月～翌年3月分)を交付させていただいております。

この根拠となる「組織拡大専門員登録・交付要綱」について、2024年度第10回中央執行委員会(2024.1.22)で以下の通り改正しました。

①地方公務員法改正における地方公務員の定年年齢の引き上げを踏まえた60歳以降の「再雇用組織拡大専門員」の名称を「エキスパート組織拡大専門員」に改正

②第97回定期大会において決定された「第6次組織強化・拡大のための推進計画」に伴う改正  
これにより、現在登録されている組織拡大専門員に交代・取り消しがある場合には、改正「組織拡大専門員登録・交付要綱」をご参照の上、2月末までに交代・取り消しの手続きをお願いいたします。また、3月末に60歳を迎える組織拡大専門員がいらっしゃる場合も事前にご連絡をお願いいたします。なお、新しく組織拡大専門員を登録する場合(交代する場合)には、事前に県本部書記長およびご本人と総合組織局が面談を行い、その上で中央執行委員会、直近の機関会議による承認が必要となります。対象者がいらっしゃる場合には、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

担当 : 総合組織局 外山局長、佐藤書記 TEL : :03 - 3264 - 2593

添付ファイル :

別紙4 組織拡大専門員 取り消し申請書.doc

別紙2 再雇用組織拡大専門員・事前協議書.doc

別紙1 組織拡大専門員・事前協議書.doc

別紙3 組織拡大専門員 登録申請書.doc

再雇用組織拡大専門員の名称変更および組織拡大専門員登録・交付要綱の改正案について.docx